

前橋市監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年3月13日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

内 監

平成31年3月13日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前橋市議会議長 阿 部 忠 幸 様

前橋市監査委員

福 田 清 和

同

田 村 盛 好

同

中 里 武

同

笠 原 久

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

## 財政援助団体監査結果報告書

### 1 監査対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

前橋地区更生保護女性会	(所管課：社会福祉課)
群馬県遺族の会前橋市連合支部	(所管課：社会福祉課)
前橋市民生委員児童委員連絡協議会	(所管課：社会福祉課)
群馬県中国残留帰国者協会前橋支部	(所管課：社会福祉課)
株式会社ワークエントリー	(所管課：子育て支援課)
前橋市肢体障害者福祉協会	(所管課：障害福祉課)
前橋市手をつなぐ育成会	(所管課：障害福祉課)

### 2 監査期間

平成31年1月18日から同年3月13日まで

### 3 監査対象

平成29年度における当該団体への財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて平成30年度も対象としました。

### 4 監査方法

あらかじめ提出を求めた補助対象事業等に関する資料に基づき、関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

(団体関係)

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

(所管課関係)

- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続き等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 5 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認

められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 前橋地区更生保護女性会

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 群馬県遺族の会前橋市連合支部

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 前橋市民生委員児童委員連絡協議会

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 群馬県中国残留帰国者協会前橋支部（指摘事項3件）

ア 資金の管理と出納関係帳票の整備について（指摘事項）

団体の資金管理において、預金口座からまとまった金額を引き出した後は、代表者が現金で保管し、必要に応じて支払いを行っている状況であった。

また、団体の出納事務において、証拠書類は保管されていたものの、現金出納帳が整備されておらず、日々の収支状況や現金の残高が確認できない状況であった。

預金口座からの現金の引き出しは必要最小限にとどめ、取り扱いについて細心の注意を払うとともに、速やかに現金出納帳を整備し、不正や事故防止の観点からチェック体制を整えるよう改善されたい。

イ 決算書について（指摘事項）

平成29年度決算において、補助金の一部返還によって生じた財源不足を自己資金により補填したが、決算書の収入の部に記載していなかった。

団体の運営に係わる収支を明らかにし、適正な決算書を作成するよう改善されたい。

ウ 団体運営について（指摘事項）

団体の運営において、会則で定められた総会が開催されておらず、組織としての合意形成が図られないまま補助事業が進められていた。また、会計監査も行われておらず、チェック体制が機能していない状況であった。

会則を遵守し、団体として健全な運営を図るよう改善されたい。

(5) 社会福祉課（要望事項1件）

ア 団体への適切な指導について（要望事項）

群馬県中国残留帰国者協会前橋支部において、資金管理や出納事務に不備があるとともに、会則で定めている総会や会計監査が行われていないなど、組織として機能しているとは言い難い状況であった。

当該団体の運営に係る主たる財源は市補助金であり、市所管課として当該団体に

対する指摘事項等も含め、適正に補助金が運用されているかチェック体制を強化するとともに、事務改善に向けた指導の徹底を図られたい。

また、市補助金の充当先は当該団体が実施する事業の経費に限定されている状況から、事業補助金の取扱いとするなど事務の見直しを検討されたい。

(6) 株式会社ワークエントリー

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(7) 子育て支援課（要望事項1件）

ア 補助金交付要項と実際の運用の相違解消について（要望事項）

ひとり親家庭支援事業費補助金の交付要項において、利用料金の一部を減免する団体に対して、その減免した利用料金に相当する額を補助金の交付対象としているにもかかわらず、実際の運用では減免を行っておらず、利用者から支払われた利用料金を後日返金するための経費に対して補助金を充当していた。この結果として、交付する補助金額は同額になり、ひとり親家庭の負担軽減を図るという交付目的は達成されているが、補助金交付要項と実際の運用に齟齬が生じており、適正な補助金等交付事務とは言い難い状況であった。

補助事業者と協議を行うなど実状を把握したうえで、補助金交付要項と実際の運用の相違を解消し、適正な補助金等交付事務となるよう検討されたい。

(8) 前橋市肢体障害者福祉協会

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(9) 前橋市手をつなぐ育成会

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(10) 障害福祉課（要望事項1件）

ア 補助金交付事務について（要望事項）

前橋市肢体障害者福祉協会への補助金交付事務において、当該団体から提出された補助金交付申請や実績報告時に求めている事業報告書、決算書に記載誤りなどが散見されるとともに、当該団体では複数の通帳を所有し資金管理を行っているため、自主事業費と運営事業費が明確に区分されておらず、適正な会計事務を行っているとは言い難い状況であった。また、補助金の充当先についても当該団体と所管課の認識に相違があり、補助の目的に沿った効果が得られているか、疑義が生じる状況であった。

市所管課として、当該団体に対して、事務改善に向けた指導の徹底と、補助金の充当先についても共通認識を図り、補助金が適切に充当活用されていることを確認し、適正かつ効果的な補助金交付事務となるよう努められたい。